

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

名張市

2. 構造改革特別区域の名称

名張市ばりっ子発達支援給食特区

3. 構造改革特別区域の範囲

名張市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

名張市（以下「本市」という。）は、三重県の北西部に位置し、奈良県、伊賀市、津市美杉町に隣接しており、近畿・中部両圏の接点にある。

昭和に入ってから、近鉄大阪線が開通し、昭和40年代以降に大規模な宅地開発が進んだ結果、大阪方面への通勤圏として急速に発展した。

行政区域は、東西10.5kmで面積は129.76km²を有し、海拔225.93mの小盆地により形成されている。

人口は、市制施行した昭和29年3月には、人口3万人余りであったが、昭和40年代以降の宅地開発により、急激に人口が増加し、平成12年10月には8万人を超えた。その後減少傾向が続いており、令和3年4月1日現在では、男性37,392人、女性39,888人、合計77,250人となっており、15歳未満の児童については、8,797人で、人口割合としては11.4%であり、一方、65歳以上の高齢者は、25,719人で人口の33.3%となっており、少子高齢化が進んでいる。

少子化が進む本市であるが、障害児の数は身体障害・知的障害いずれも減少しておらず、令和3年4月1日現在で、身体障害者手帳を所持する18歳未満の児童は62人、また療育手帳を所持する18歳未満の児童は165人、18歳以上になってから取得することの多い精神障害者保健福祉手帳の所持者は毎年増加しており、866人となっている。本市では、発達障害を中心に特別な支援が必要な児童に対して、相談、医療、療育を総合的かつ継続的に提供できる体制を整備するため、その中核となる名張市子ども発達支援センターの整備計画を医療関係者、教育関係者等の委員で構成された整備検

討会で審議し、平成23年11月に策定した。その計画の中で療育の提供については、社会福祉法人が担うとなっている。

また、現在その整備計画に基づき、名張市子ども発達支援センターと、療育部分については社会福祉法人名張育成会が運営する児童発達支援センターどれみを名張市子ども発達支援センター内に併設し、平成25年4月から開設している。

このような状況において、厳しい財政状況の中、必要な人員を安定的な雇用形態で確保し、きめ細やかな療育を提供していくためには、運営の合理化を図る必要があり、児童発達支援センターどれみを運営する社会福祉法人名張育成会が運営する認定こども園から給食を外部搬入することにより、給食材料の一元購入、安定した給食供給、調理業務の効率化などが図れるとともに、よりきめ細やかな給食が提供できる。

また本市では、食の安全・安心を推進するため、食品のトレーサビリティの構築に取り組んでおり、小学校・保育所給食における地元農産物の使用を推進するなどの地産地消の推進にも積極的に取り組んでいる。

5. 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、児童発達支援センターどれみに、児童発達支援センターどれみを運営する社会福祉法人名張育成会が運営する認定こども園で調理した給食を外部搬入するものである。

児童発達支援センターどれみは通所定員16名と小規模であり、同法人が運営する認定こども園で自園調理された給食を外部搬入することにより、給食調理業務の効率化・安定化及び経費の節減が図られ、また、食材の調達も一元化され、地元産農畜産物の使用にも繋がり、ひいては「地産地消の推進」に寄与する。併せて、専門的な調理機器設備等の費用が軽減され、経費的及び人的資源を児童発達支援センター調理業務に求められている食育推進にも充てることが可能となり、療育事業の充実に寄与する。

6. 構造改革特別区域計画の目標

児童発達支援センターどれみの経費節減、事業運営の合理化が図られることから、児童発達支援センターどれみを運営する法人の経営の安定やサービス水準の維持向上につながり、地域の拠点的・中核的な療育支援施設として障害児サービスを実現する。

児童発達支援センターどれみ、認定こども園の調理員や栄養士等関係機関が連携して食育に取り組むことで、食べることの大切さ、食べ物の育ちやそれを育てる自然環境、地産地消や生まれ育った地域の食文化に対する関心を高める。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

児童発達支援センターどれみにおける給食を外部搬入方式にすることにより、事業運営の合理化、運営法人の経営の安定やサービス等の維持向上が図られる。

また、児童発達支援センターどれみにおいて地産地消や食育を推進することにより、正しい食習慣が形成され、成長期に必要な栄養バランスのとれた食事を安定的に提供することができ、児童の健やかな成長を促す社会的効果を得ることができる。

8. 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1. 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

名張市内の児童発達支援センター

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

令和4年4月1日

4. 特定事業の内容

名張市内における児童発達支援センターに、児童発達支援センターを運営する社会福祉法人が運営している認定こども園が自園調理した給食を法人職員である栄養士が搬入し、地場産品の充実による食育の推進と児童の特性に応じた健全育成を図る。

なお、児童発達支援センターは0歳～18歳の児童が利用可能であることから、アレルギーや体調不良、障害特性等考慮すべき児童については、必要に応じ児童発達支援センター内の調理室で給食を調理するなど、きめ細かな対応を図る。

5. 当該規制の特例措置の内容

構造改革特別区域内における児童発達支援センターでは、障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、名張市内の児童発達支援センターと、同法人が運営している認定こども園において、給食の調理及び外部搬入について覚書を締結する。

本特例措置により、給食に要する食材を一括購入することによる経費節減など、児童発達支援センターの事業運営の合理化だけでなく、効率的な給食運営を目指す。

- ① 児童発達支援センターを利用する障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じるため、調理室に加熱・保存及び配膳に必要な機器を有し、個々の障害特性やアレルギー、アトピー、離乳食、体調不良等に対応するため、再加熱や再加工等を行う。

② 児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を行うにあたり、衛生基準として示された「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を遵守するものとし、調理業務従事者に対して、定期的に衛生面や技術面の教育訓練、健康診断や検便を実施する。

③ 児童発達支援センターの調理業務を委託するにあたっては、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）」の3（2）中にあるとおり、「施設は、業務契約を締結するに当たり、調理業務担当者は、食事の調理のみならず、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限について情報入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行う」とする部分、また、3（3）部分を遵守することとする。

その上で、児童発達支援センターの管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務受託者との契約（覚書）内容を確保する。

④ 児童発達支援センターは、提供する給食について、昼食1回とし、必要な栄養素量を確保するため、児童発達支援センターあるいは受託者に栄養士を配置し、受託者に対し、栄養管理について報告させる。なお、報告を受けた際には、調理現場の訪問等により履行状況の確認、指示を行う。

また、児童発達支援センターの食育や摂食の方針を受託者と共有し、食材の選択や調理の方法について協議する。食材の選択にあたっては、できるかぎり季節に応じた物や地場の物を活用させる。

⑤ 食の提供及び食育活動については、「第2次名張市ばりばり食育推進計画」の内容を基本として実施する。

食育プログラムについては、児童発達支援センターで用いるものを踏まえ、障害児ごとに策定する通所支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込むこととする。

⑥ 児童発達支援センター調理室の状況

児童発達支援センター名	どれみ
調理室の面積	25.1㎡
児童発達支援センター調理室の設備（調理器具等一覧）	冷蔵・冷凍庫、電磁調理器、電子レンジ 電気ポット、食器消毒保管庫等

6. 児童発達支援センター給食配送計画

認定こども園みはた虹の丘こども園～児童発達支援センターどれみ

時刻	認定こども園	どれみ
午前8時30分	昼食調理	
午前9時		炊飯（特別対応分）
午前10時40分	認定こども園出発	食器準備
午前11時	調理室にて配膳、ランチルームへ配膳	どれみ調理室へ搬入 必要に応じ、刻み等の個別対応、調理室にて配膳、遊戯室2へ運搬
午後0時	食器洗浄 午後おやつ調理	食器洗浄
午後0時40分		食缶の搬出 給食業務終業
午後1時	認定こども園到着	
午後3時	食器・器具洗浄・清掃	
午後4時45分	終業	